

新たな制度創設に係る提言について

一般社団法人日本音楽著作権協会
一般社団法人日本レコード協会
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

はじめに

■私的録音録画補償金制度の見直しについては、2003年4月4日に行われた「文化庁：私的録音補償金制度見直しの検討」を皮切りに、2004年から2005年にかけては「法制問題小委員会」、2006年から2008年までは「私的録音録画小委員会」の場において議論が行われたが、2012年11月のSARVH東芝訴訟最高裁決定により、現行の私的録音録画補償金制度は、事実上その機能を停止してしまいました。

■このような状況を打開するため、ユーザーの利便性向上に配慮しつつ、クリエイターへの適切な対価の還元を実現するための、新たな制度に関する考え方について提言を行います。

現行「補償金制度」導入前

(1) 旧著作権法

1899(明治32)年に施行された旧著作権法では、発行済みの著作物の私的複製は著作権侵害とみなさないこととされていましたが、器械的・化学的方法によらないことが要件として付されていたため、その方法は手写等に限定されていました。

(2) 現行著作権法

1970(昭和45)年に著作権法が全面改正された当時、複写・録音機器等は発達・普及の途上にあったこと、国民の私的領域における教養・娯楽などの文化的諸活動を円滑に行わせる必要があったこと、私的複製に係る複製権を制限しても権利者への不利益は零細であったことなどに鑑み、現行著作権法では、従来どおり私的複製は権利者の許諾を得ることなく自由かつ無償で行なうことができることとするともに、複製手段を手写等に限定する要件は廃止されました。

なお、この法改正と併せて、今後複製手段の発達・普及のいかんによっては著作権者の利益を著しく害するに至ることも考えられることから、この点について将来再検討が必要であることが指摘されていました。

(3) デジタル録音録画の普及

その後、録音・録画機器や記録媒体が急速に発達・普及し、私的複製が広範かつ大量に行われ、さらに、デジタル方式の録音・録画機器や記録媒体の高性能化と低価格化が進み、市販用のCDやDVDと同質の複製物が簡単に作成されることとなりました。その結果、権利者の経済的利益が著しく損なわれ、ベルヌ条約9条2項(註1)や著作権法30条における複製権の制限の許容範囲を超えるような状況に至り、私的複製によって生じる権利者の不利益を救済することの是非について議論されることとなりました。

註1) ベルヌ条約9条2項は、「特別な場合であつて、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害しない場合には、加盟国の法令で複製権を制限することができることを定めています。

3

現行補償金制度の導入から機能停止まで

(1) 補償金制度の導入

録音・録画機器等が飛躍的に進歩していく中、1970年代から1990年代にかけて、私的複製と権利者の経済的利益の調整を図るための制度の検討が官民双方の場で行われた結果、1992(平成4)年12月の著作権法改正によって、従来どおり私的複製は権利者の許諾を得ることなく自由に行えることとする一方、権利者の経済的利益を保護するため、私的録音録画補償金制度を導入して一定の補償措置が講じられることとなりました。

(2) 補償金制度の機能停止

ところが、制度の導入後に生じたパソコンやその周辺機器等の爆発的な普及により、音楽や映像の複製は、補償金制度が対象とする専用機器・媒体から、それらの汎用機器・媒体へとシフトしていきました。それに伴って補償金制度は、実質的な機能を次第に失っていきませんが、ついに2012年、現行制度の脆弱性について、アナログチューナー非搭載DVDレコーダーに係る録画補償金の支払を拒否した(株)東芝と私的録画補償金管理協会(SARVH)との訴訟において、最高裁が、「録画補償金制度はアナログ放送を録画源とするものであるから、デジタル放送のみ録画する当該レコーダーは特定機器等に該当せず補償金の対象とはならない」と判断した知財高裁判決(註2)を支持したことで、録画補償金制度は致命的な打撃を受けました。この最高裁決定により、政令の定め方には不備があることと、アナログ放送が停波した2011年7月24日以降、現行制度の下では事実上録画に関する特定機器等は存在しなくなることで録画補償金制度が崩壊することの2点が明らかになりました。これと並行して、録音補償金制度についても、制度が対象とする機器・媒体等と、実際に複製が行われている機器・媒体等に大きな乖離が生じた結果、事実上の機能を失いつつあります。

註2) 一審の東京地裁判決は、当該レコーダーは特定機器等に該当し補償金の対象となると判断しました。また、この訴訟に先立ち、文化庁の著作権課長はSARVHの照会に対して、当該レコーダーが特定機器に該当することを書面で回答していました。

4

私的録音録画補償金徴収額の推移

■ 私的録音補償金

音楽用CD-Rなどの需要が下支えして、0円にはならないまでも、ピーク時の3%程度に激減。

■ 私的録画補償金

2012年の最高裁決定により、東芝裁判の権利者側敗訴が確定。現行の製品はすでにデジタル放送専用機にすべて移行しているが、確定した判決においては、デジタル放送専用機が制度の対象とはならないと判断されたため、2013年には、ついに徴収額が0円となる。

年度	私的録音補償金	私的録画補償金	合計
1996	10億700万円	—	10億700万円
1997	18億1500万円	—	18億1500万円
1998	25億5100万円	—	25億5100万円
1999	30億5800万円	—	30億5800万円
2000	38億9500万円	—	38億9500万円
2001	40億3600万円	1億2800万円	41億6400万円
2002	33億0400万円	2億8500万円	35億8900万円
2003	28億2400万円	8億3800万円	36億6200万円
2004	23億3900万円	14億8300万円	38億2200万円
2005	20億1800万円	19億5000万円	39億6800万円
2006	15億0700万円	20億9600万円	36億0300万円
2007	11億5400万円	16億4500万円	27億9900万円
2008	8億2000万円	18億8100万円	25億0100万円
2009	5億4400万円	18億8800万円	24億3200万円
2010	3億7000万円	25億7800万円	29億4800万円
2011	2億7200万円	25億5600万円	28億2800万円
2012	3億3500万円	5億7300万円	9億800万円
2013	1億1900万円	0円	1億1900万円

5

現行制度の概要と問題点

(1) 概要

我が国の著作権法では、政令で指定された録音・録画機器と録音・録画用記録媒体(以下「特定機器等」といいます。)を用いて私的複製を行う者が補償金の支払義務者であることを原則としつつ、製造業者又は輸入業者(以下「製造業者等」といいます。)が協力義務者として特定機器等の販売価格に補償金を上乗せし、購入者から受領した販売代金の中から補償金相当分を指定管理団体に支払うことを特則として定め、実際の補償金制度もこの特則に基づいて運営されてきています。

(2) 問題点

第1に、補償金の対象範囲が内閣の制定する政令によって決められていることです。そのため、新たな録音・録画機器等を政令で指定するに当たっては、関係省庁である文部科学省と経済産業省との間の合意が前提となることから、当該機器等が大量に流通していても、関係省庁間の合意がなければ当該機器等は補償金の対象とはならないのです。現実には、高性能なデジタルオーディオプレーヤーや大容量の外付けハードディスクなどが次々と製造・販売され、録音や録画の手段として広く普及しているにもかかわらず、これらは依然として補償金の対象とされていません。

第2に、特定機器等の製造業者等は、補償金の支払義務者ではなく、補償金の請求・受領に関する協力義務者とされていることです。前述したSARVH対東芝訴訟の一審判決は、製造業者等の協力義務は法的強制力を持つものではないと判示しましたが、この考え方によると、製造業者等が協力義務を遂行しなくても法律上何らの責任も負わないこととなり、そうなれば補償金制度は事実上機能しません。

私的複製に係る対価還元の意義について

■デジタル複製技術が高度に発達した現代社会では、芸術や文化の享受は私的複製を抜きにして考えることはできません。その際、私的複製に係る「ユーザー」、「複製手段を提供する者」、「権利者」の三者の利益のバランスを考える必要があります。

■「ユーザー」は、自由かつ無許諾で著作物の私的複製を行うことを通じて教養や娯楽などの文化的諸活動を簡便に行うことができます。「複製手段を提供する者」は、利用者が著作物の私的複製を行うことを前提として、複製機能を有する大量の機材を製造・販売したり、サービスを提供することにより、大きな利益を得ています。

■これに対し、「権利者」は、創作活動によって著作物を社会に提供していますが、複製権の制限を受け、日々行われる大量の私的複製から正当な対価の還元を受けることができません。現行の補償金制度が事実上機能しない現状において、三者の関係は余りにもアンバランスと言わざるを得ません。また、このアンバランスは世界中で顕在化している問題でもあります。

■このようなアンバランスな状態を正常な状態に修正するためには、上記の三者における利益の帰属の実態に着目し、経済合理性を備えた新たな制度を創設することが必要です。

7

新たな制度創設に係る提言

(1) 対象は私的複製に供される複製機能とする

機器、媒体、サービスの別を問わず、私的複製に供される複製機能を対象とする。

(2) 支払い義務者は複製機能を提供する事業者とする

私的複製に供される複製機能を構成する機器、媒体、サービス等の手段を利用者に提供する事業者を支払い義務者とする。

「私的録音録画に関する実態調査」の結果を受けて

～私的録音編～

著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会委員

浅石 道夫

畑 陽一郎

椎名 和夫

実態調査の結果を受けて

(1) 膨大な保存総体と録音回数

調査結果から、国民全体でみて、音楽データが大量に保存されている実態や、音源を音楽CDに限っても、直近1年間で膨大な数の録音を実施されており、非常に大きな私的録音ニーズの存在が明らかになった。

※本資料において録音とは、デジタル録音を指す。

(2) 私的録音に供される機器の販売状況と補償金の現状

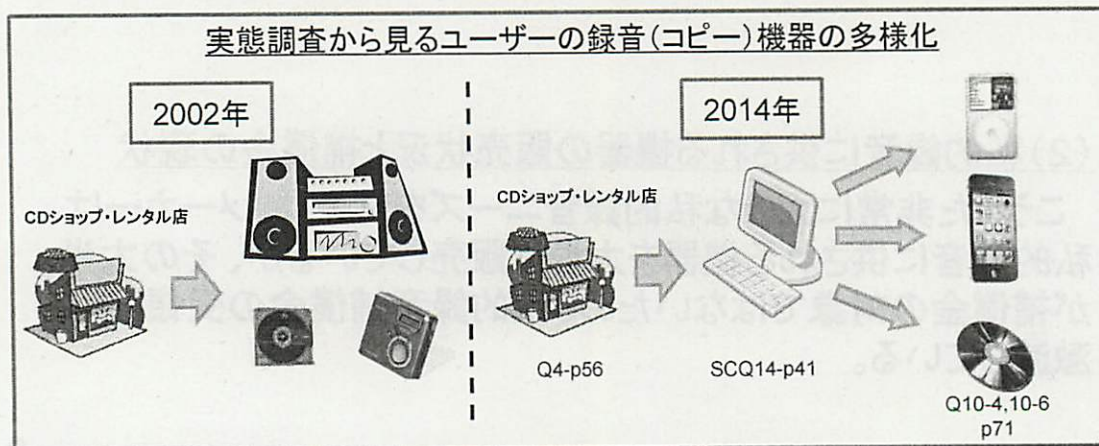
こうした非常に大きな私的録音ニーズを背景に、メーカーは私的録音に供される機器を大量に販売しているが、その大半が補償金の対象ではないため、私的録音補償金の受領額は激減している。

(1)膨大な保存総体と録音回数

I.私的録音を取り巻く環境の変化 ～様々な機器でいつでも手軽に～

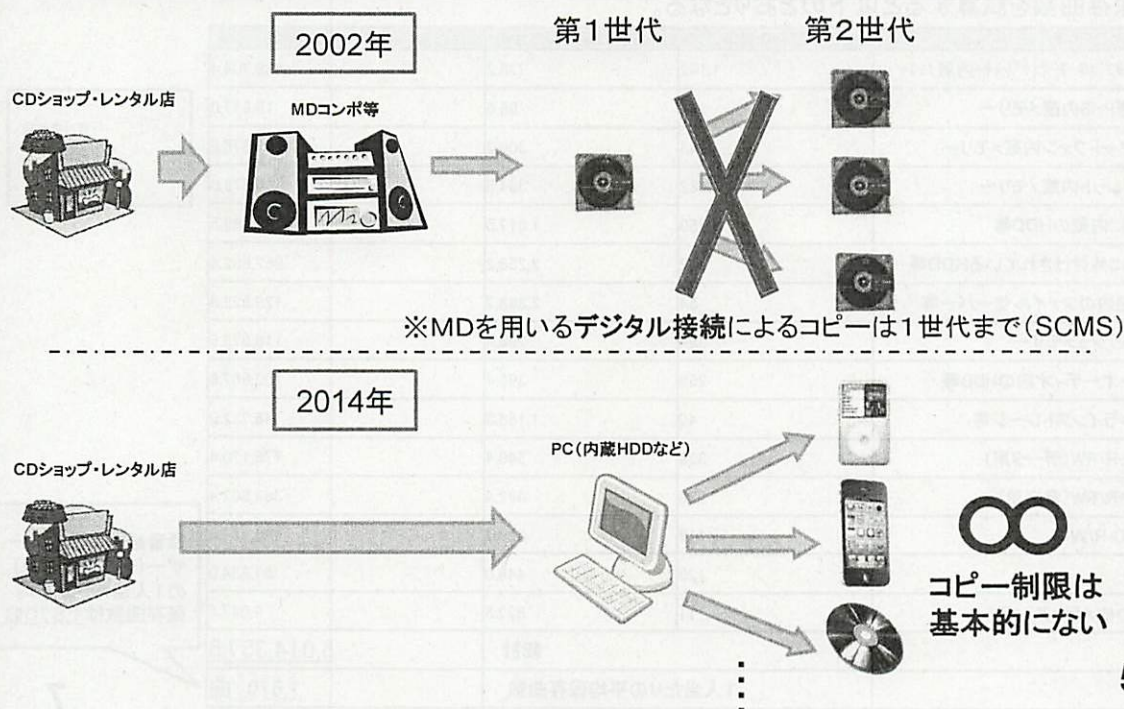
➤ 様々な機器媒体で保存される音楽データ (Q5、Q9 -p78)

音楽データの録音先をみると、平均録音曲数の多い順にパソコンに内蔵のHDD・SSD(39.4%)、ポータブルオーディオプレイヤーの内蔵メモリー(14.4%)、CD-R/CD-RW(11.9%)、スマートフォン内蔵メモリー(10.0%)、パソコンに外付けされているHDD・SSD(8.8%)、USBメモリーやSDメモリーカードなどのフラッシュメモリー(4.7%)、カーオーディオ・カーナビ内の内蔵HDD・SSD(3.8%)であり、ユーザーが自由な録音環境の下で多様な機器媒体に音楽データを録音していることが分かった(数字は全体に占める割合)。



Ⅱ. パソコンの主流化に伴うコピー制限のない私的録音環境への移行

録音(コピー)機器の多様化に伴い、ユーザーの私的録音の自由度は増加した



Ⅲ. 大量の音楽データ保存が可能な環境に

➤ 音楽データ保存量の増大(Q23 -p102)

音楽データ録音機器所有者に各々の機器における保存曲数を聞いた設問では、今回の調査で最も保有率・使用率の高かったパソコンに内蔵のHDD・SSDで平均 1,017.5曲、パソコンに外付けされているHDD・SSDでは平均 2,258.2曲、ポータブルオーディオプレイヤーの内蔵メモリーでは平均 778.2曲、スマートフォン内蔵メモリーでは平均 309.2曲だった。技術の進歩に伴い、ユーザーが大量の音楽データを保存できるようになったことが分かる。

参考: MDが主流であった2002年に、sarahが行った「私的録音に関する実態調査」では、MD保有者の平均保有枚数は25枚であり、1枚当たり12曲(容量60分を1曲5分)として試算すると、300曲相当を保有していたことになる。

⇒最も使用されている機器(パソコン)での保存量は3倍以上に

2002年(MD)
約300曲



2014年(PC)
約1,017曲

IV.大量に保存されている音楽データ(Q23 -102P)

本調査102pの音楽データ保存量に関する設問から、今回の2次調査対象ユーザー3,003名の全体保存曲数を試算すると以下のとおりとなる。

	a.機器の保有者数	b.保有者の平均保存曲数	総保存曲数(a×b)
ポータブルオーディオプレイヤー内蔵メモリー	1,142	778.2	888,704.4
携帯PHS内蔵メモリー	195	96.6	18,837.0
スマートフォン内蔵メモリー	943	309.2	291,575.6
タブレット内蔵メモリー	182	334.5	60,879.0
PCに内蔵のHDD等	1,759	1,017.5	1,789,782.5
PCに外付けされているHDD等	382	2,258.2	862,632.4
自宅内のファイルサーバー等	54	2,398.7	129,529.8
フラッシュメモリー	394	296.9	116,978.6
カーオーディオ内のHDD等	259	396.4	102,667.6
オンラインストレージ等	40	1,168.3	46,732.0
CD-R/RW(データ用)	326	540.4	176,170.4
CD-R/RW(音楽用)	926	392.4	363,362.4
DVD-R/W等	119	839.7	99,924.3
MD	129	446.0	57,534.0
その他メディア	11	822.5	9,047.5
	総計		5,014,357.5
	1人当たりの平均保存曲数		1,670 曲

…非対象機器

…対象機器

録音経験のあるユーザー(2次調査対象)の1人当たりの平均保存曲数は1,670曲

7

V.国民全体の音楽データ保存総数

今回の実態調査は、15-69歳を対象としており、年齢別の人口構成を踏まえた調査であるため、国民全体の音楽データ保存総数を試算することが可能である。すなわち、総務省統計局「平成26年6月報人口推計」を参考に、15-69歳の総人口を87,518,000人として、国民全体(15-69歳)の音楽データ保存総数を試算すると、

$$\begin{aligned}
 \text{保存総数} &= \overset{\text{※1}}{1,670 \text{ 曲}} \times \{ \overset{\text{※2}}{87,518,000 \text{ 人}} \times 39.9\% (\text{録音経験率}) \} \\
 &= \overset{\text{※3}}{\text{約583億曲}} \quad \text{が保存されていることになる。}
 \end{aligned}$$

※1 1,670曲 … 録音経験のあるユーザー(2次調査対象)の1人当たりの平均保存曲数

※2 39.9%という録音経験率は、PC等に既に保有している音楽データからの録音のみを行うユーザーを含んでいない(SCQ13 -p38)。

※3 有料音楽配信サイト等からの録音を含む。

8

VI.国民全体の1年間の音楽データ録音回数(Q5-P58)

本調査p58のデータより試算すると、録音経験のあるユーザー1人当たりの1年間の音楽CDからの平均録音曲数は、

$$\begin{array}{l} \text{※1} \\ \{ 59,469 \text{ 曲} \div 3,003 \text{ 人} \} \times 12 \text{ か月} = \text{約} 237 \text{ 曲} \text{ である。} \end{array}$$

※1 本調査Q5-p58の1か月当たりの録音曲数のうち、音楽CDを音源とするものを集計

ここから国民全体(15-69歳)の1年間の音楽CDからの録音回数を試算すると、
1年間の音楽CD

$$\begin{array}{l} \text{※2} \\ \text{からの録音回数} = 237 \text{ 曲} \times \{ 87,518,000 \text{ 人} \times 28.1\% \} \\ = \text{約} 58 \text{ 億曲} \end{array}$$

が録音されていることになる。

※2 28.1% は、音楽CDからの録音経験者率(SCQ13-p38)

利益を享受する者は誰か？

●録音を行うユーザー

$$87,518,000 \text{ 人} \times 39.9\% = \underline{34,919,682 \text{ 人のユーザー}}$$

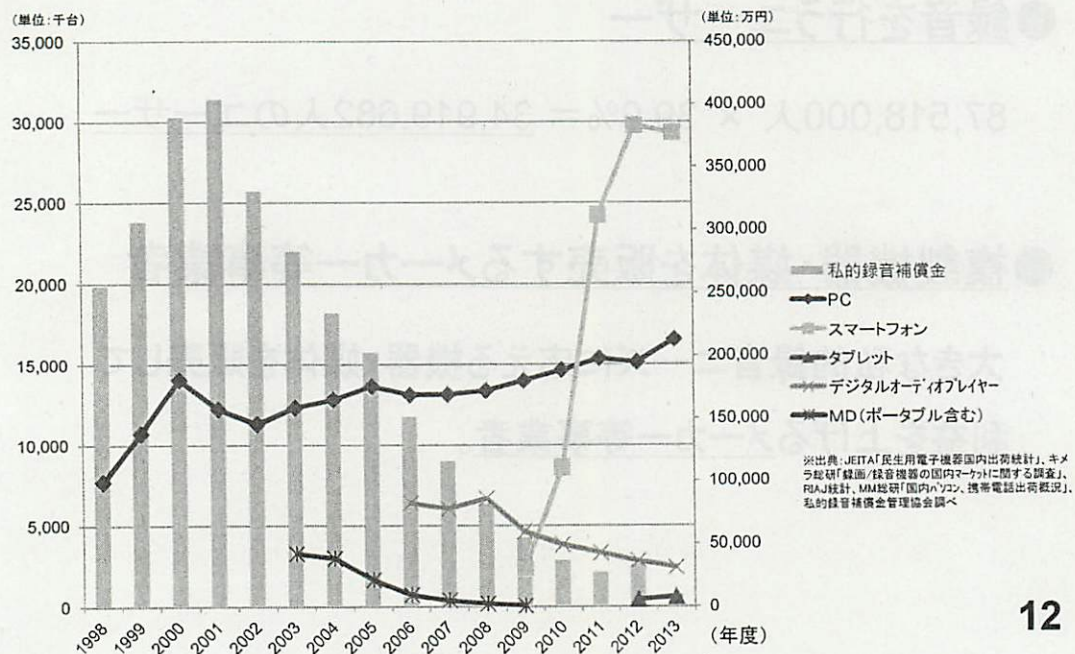
●複製機器・媒体を販売するメーカー等事業者

大きな私的録音ニーズに応える機器・媒体を販売して
利益を上げるメーカー等事業者。

(2) 私的録音に供される機器の 販売状況と補償金の現状

I. 機器の出荷台数と私的録音補償金受領額の推移

私的録音に供される機器の出荷台数、私的録音補償金の受領額の推移は以下のとおりで、私的録音に供される機器が大量に販売され続けている一方で、補償金の受領額が激減していることが分かる。



Ⅱ. 使用機器と対象機器の乖離(SCQ14 -P41)

今回の調査からは、既に確認されたように非常に大きな私的録音ニーズが存在することに加え、これらの私的録音に実際に使われる機器と補償金の対象となっている機器との大きな乖離も改めて確認された。

録音に使用される主な機器の使用率

機器の種類	使用率
PC(光学ドライブ付き)	67.1%
ポータブルオーディオプレイヤー(iPod)	18.5%
ポータブルオーディオプレイヤー(iOS機器以外)	14.8%
スマートフォン(iPhoneシリーズ)	17.3%
スマートフォン(iPhone以外)	16.7%
PC(光学ドライブなし)	10.6%
録音機能付きカーオーディオ・カーナビ	9.0%
録音機能付き据置型コンボ	7.9%
CD-R/RWLコーダー	4.5%

...非対象機器

...対象機器